

## 随意契約の結果

【令和3年11月分】役員・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
大船事務所賃借に係る礼金	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年11月19日	(株) グランコート 神奈川県横浜市栄区桂町3 24-6	2010001212260	1,608,761円	1,608,761円	100.0%	当該契約は、事業推進部内の所掌業務を実施するために使用する事務所の賃借に係る礼金の支払である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結するため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役員  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。